

【中国】クリーン生産促進法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* クリーン生産促進法の改正案が 2012 年 2 月 29 日に、第 11 期全人代常務委員会第 25 回会議で採択、公布され、同年 7 月 1 日に施行される(主席令第 54 号)。今回の改正は、2003 年の同法施行後のクリーン生産の実施状況に基づき、その促進を強化することを目指している。

改正の経緯

クリーン生産促進法（以下「旧法」）（注 1）は、深刻な環境汚染問題を背景に 2002 年 6 月に制定、2003 年 1 月 1 日に施行された。クリーン生産（清潔生産）とは、生産からサービス、消費に至る全段階で、クリーンなエネルギー及び原材料の選択、先進的な技術、設備の導入等により環境問題の発生を抑制し、資源の利用効率を高め、人体や環境への危害を減少させることをいう。旧法は、その促進のための政策や計画の策定、生産基準作成等の行政部門の役割に関する規定、汚染防御技術の導入等各種措置の実施、その状況の審査・報告等の企業の義務に関する規定等を定めていた。

全人代常務委員会に設置された旧法執行状況検査グループは、2010 年に旧法の実施に関する調査を行った結果、一定の成果が見られるものの、クリーン生産を実施する企業は少ないと報告し、その課題を指摘した（注 2）。それは、一部の地方政府においてクリーン生産の重要性に関する認識が不足していること、同法制定後の国务院の機構改革により国务院の部門の職責と同法の規定に不一致が生じていること、クリーン生産基準が複数存在し、又は基準がない分野があること、クリーン生産促進のための制度等が未整備であること等である。そして、同グループは、国务院の関係部門の職務分担の明確化、税制上の優遇措置等企業の意欲を喚起する政策の策定、クリーン生産の基準体系の統一のほか、クリーン生産促進に強制力を持たせるための法改正を提言した。この提言を受けて、全人代環境及び資源保護委員会は、旧法の改正作業を進め、2011 年 10 月 24 日の第 11 期全人代常務委員会第 23 回会議に改正法案を提出し、第 1 回審議が開始された。同年 10 月 29 日から 11 月 30 日までパブリックコメントが募集され、2012 年 2 月 29 日に改正法案が採択された。

改正の概要

クリーン生産促進法の改正法（以下「新法」）（注 3）は全 6 章 40 か条から成る。構成は、第 1 章総則、第 2 章クリーン生産の推進、第 3 章クリーン生産の実施、第 4 章推奨措置、第 5 章法的責任、第 6 章附則となっている。次に主な改正点を紹介する。

<クリーン生産の主管部門に関する規定>

2003 年の国务院の機構改革により、全国のクリーン生産を主管する国家経済貿易委員会は廃止され、その任務は国家発展・改革委員会が担当することとなった。新法は、

将来の機構改革にも対応できるように、同業務の主管部門を具体的な組織名ではなく、職務を明示したクリーン生産総合調整部門とした（第5条）。

<クリーン生産推進計画>

旧法で県級以上の人民政府の主管部門が策定することとなっているクリーン生産推進計画は、その法的拘束力が弱いと指摘されていた。新法では、国务院のクリーン生産総合調整部門が関係部門と共同で国家クリーン生産推進計画を策定し、国务院の許可を得て公布し、国务院の関係部門及び県級以上の地方人民政府は、同計画に基づき各自の計画を策定し実施する制度を定めた。また、同計画には、クリーン生産推進の目標、重点領域、重点産業、重点事業等を記載することも規定された。（第8条）

<資金投入>

新法では、国家クリーン生産推進計画が定めた重点領域、重点産業等におけるクリーン生産の推進のために中央の資金投入を強化すること、県級以上の地方人民政府もクリーン生産推進業務予算を計上し、重点事業を支援することを定めた（第9条）。

<クリーン生産審査の強化>

企業は、資源の消費及び廃棄物の排出の状況をモニタリングし、必要に応じてクリーン生産の審査を実施し、県級以上の地方政府の主管部門及び環境保護部門に報告しなければならないが、これまでは、それが単なる審査、報告に終わり汚染等の改善につながっていないことが指摘されてきた。新法では、①国や地方の汚染物質の排出基準又は重要汚染物質の排出総量基準を超える企業、②製品の製造に費やすエネルギーが基準を超える企業及び③有毒・有害材料を使用して生産を行い、又は有毒・有害物質を排出する企業を、強制審査を実施させる対象とし、当該企業は、その結果を所在地の県級以上の地方人民政府の主管部門等に報告するほか、当該地区の主要なメディアにおいて公表し、大衆の監督を受けることとした。また地方政府の関係部門は強制審査の実施状況を監督し、必要に応じてその効果を評価することとした。（第27条）

<包装の軽量化>

製品の過剰包装は社会問題になっている。新法では、製品の包装の材質、構造及び費用は、製品の品質、費用等に見合ったものとし、過度の包装をしてはならないと定めた（第20条）。なお、強制回収すべき製品及び包装材に関する旧法第27条の規定は、「循環経済促進法」に同様の規定があることから、新法では削られた。

注(インターネット情報は2012年3月21日現在である。)

(1) 鎌田文彦「クリーン生産促進法の制定」『外国の立法』214号, 2002.11, pp.200-204.を参照。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21410.pdf>>

(2) 「全国人民代表大会常务委员会执法检查检查组关于检查《中华人民共和国清洁生产促进法》实施情况的报告」人大网, 2010.8.28

<http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1116/2010-08/28/content_1593060.htm>

(3) 「中华人民共和国清洁生产促进法」国务院法制办公室, 2012.3.1

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201203/20120300360887.shtml>>